

令和4年度答申第2号
令和4年4月21日

諮問番号 令和3年度諮問第83号（令和4年2月10日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 特許料等追納手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、特許法（昭和34年法律第121号）112条4項の規定により消滅したものとみなされた特許第a号の特許権（以下「本件特許権」という。）の原特許権者である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、本件特許権について、特許料を追納することができる期間（以下「追納期間」という。）内に特許料及び割増特許料（以下「特許料等」という。）を納付することができなかつたことについて正当な理由があると主張して、納付年分を第6年分及び第7年分とする特許料等を追納する手続（以下「本件追納手続」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、正当な理由があるとはいえないとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件追納手続を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 特許料の納付

特許法107条1項は、特許権者は、特許権の設定の登録の日から特許権の存続期間の満了までの各年について、特許料を納付しなければならないと規定し、同法108条2項本文は、第4年以後の各年分の特許料は、前年以前（以下「納付期間」という。）に納付しなければならないと規定する。

(2) 特許料の追納及びこれをしない場合の特許権の消滅

特許法112条1項は、特許権者は、納付期間内に特許料を納付することができないときは、納付期間が経過した後であっても、その経過後6月以内（追納期間）に特許料を追納することができると規定し、同条2項は、前項の規定により特許料を追納する特許権者は、特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならないと規定する。

そして、特許法112条4項は、特許権者が追納期間内に特許料及び割増特許料（特許料等）を納付しないときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなすと規定する。

(3) 追納期間経過後の追納及びこれによる特許権の回復

特許法112条の2第1項は、同法112条4項の規定により消滅したものとみなされた特許権の原特許権者は、追納期間内に特許料等を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その特許料等を追納することができると規定する。

そして、特許法112条の2第2項は、前項の規定による特許料等の追納があったときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って存続していたものとみなすと規定する。

(4) 不適法な手続の却下

特許法18条の2第1項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) A社は、平成18年8月14日、発明の名称を「B」とする国際特許出願（特願b）をした。審査請求人は、合弁により同社から当該国際特許出

願に係る特許を受ける権利を承継し、平成21年3月19日、処分庁に対し、特許法34条5項の規定に基づき、当該特許を受ける権利について出願人名義変更届（一般承継）を提出した。平成25年5月31日、当該国際特許出願に係る特許権（本件特許権）の設定の登録がされた。

（審理員意見書、特許原簿、出願人名義変更届（一般承継））

- (2) 審査請求人は、本件特許権の第6年分の特許料（以下「本件特許料」という。）の納付期間（平成30年5月31日が末日となる。以下「本件納付期間」という。）内に本件特許料を納付せず、さらに、追納期間（同年11月30日が末日となる。以下「本件追納期間」という。）内に本件に係る特許料等を納付しなかった（以下「本件追納期間徒過」という。）ため、特許法112条4項の規定により、本件特許権は本件納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなされた。

（回復理由書）

- (3) 審査請求人は、令和元年7月25日付けで、処分庁に対し、特許法112条4項の規定により消滅したものとみなされた本件特許権に関し、第6年分の特許料を追納する手続きをすることができなかつたことについて正当な理由があるとして、本件追納手続きをした。

（特許料納付書、回復理由書）

- (4) 処分庁は、令和3年4月8日付けで、審査請求人に対し、本件追納期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件追納手続きは特許法112条の2第1項の要件を満たしていないとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件却下処分をした。なお、その通知書には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）82条に基づく教示として、「この処分について不服がある場合には、この処分の送達を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、特許庁長官に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます。」と、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）46条に基づく教示として、「この処分に対する訴えは、この処分の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます。」と記載されていた。

（却下理由通知書、却下の処分）

- (5) 審査請求人は、令和3年7月27日、審査庁に対し、本件却下処分を不

服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和4年2月9日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) C特許事務所(以下「本件事務所」という。)の弁理士D(以下「D弁理士」という。)及び弁理士E(以下、「E弁理士」といい、D弁理士と併せて「本件担当弁理士ら」という。)は、審査請求人から本件特許権を含む複数の特許権に係る各年分の特許料納付を委任されていたF社から受領した特許料納付リストに従って特許料納付を行い、追納期間の徒過を防ぐ仕組みとして、F社は、本件担当弁理士らから納付済み報告が届いていない権利について、支払確認リストを作成して追納期間の満了前に本件担当弁理士らに送付し、本件担当弁理士らは、人を変えた確認(ダブルチェック)及び方法を代えた確認(クロスチェック)の両方を実施し、万全の体制を構築することで、相応の措置を講じていた。

(2) 本件追納期間徒過は、本件担当弁理士らが本件納付期間内である平成30年5月18日にF社から受領した特許料納付依頼書(以下「本件納付依頼書」という。)に含まれる特許料納付リスト(以下「本件納付リスト」という。)に本件特許権に関する記載がなかったことから、特許料を納付することなく本件納付期間を経過したこと、本件追納期間内である同年10月1日にF社から確認作業に供された支払確認リスト(以下「本件支払確認リスト」という。)を印刷した際に、本件特許権に係る記載が2ページにわたって分断的に印刷されたこと、独立行政法人工業所有権情報・研修館が管理する特許情報プラットフォーム(以下「J-PlatPat」という。)のシステムの改変等で従来の操作どおりに行えなくなったこと等の不幸な偶然が重なったことにより、偶発的に生じたものである。

そうすると、従来は機能していた特許料納付の管理確認体制の中で、複数の事情が偶発的に重なって、極めてわずかな確率で起こり得る事故によって「相応な措置」がとられていなかったと判断し、「特殊な事情」が存在しないと評価するのは、「相応な措置」の評価及び適用が厳格すぎる。

(3) 過去に救済された複数の事例を考慮すると、人為的ミスが発生に先立っ

て講じたダブルチェック等の措置が相応であった場合、救済されることがあり、本件においても、上記のとおり、本件事務所において、ダブルチェック及びクロスチェックの両方を実施していたのであって、それにもかかわらず、偶発的な事象について、確認作業が人為的であることをもって、相応な措置が講じられていないと認定するのは、実質的に達成困難な基準を要求している。

- (4) 法の不遡及は、法的安定性や国民の利益が害されることを防止するためのものであり、本件のように法的安定性や国民の利益が害されるおそれがない場合は、特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）（以下「改正法」という。本件却下処分に関する権利回復要件の緩和に係る改正部分は未施行）の趣旨を遡及的に考慮して、期間徒過後の救済規定に係るガイドラインの運用をこれに適合させることも適切な裁量の範囲として許されるものである。このような解釈は、救済が認められた他の特許権との衡平や国際事務局の方針との整合性の観点からも相当である。
- (5) また、「正当な理由」を認定する上で、類似事例の処理との衡平性や法制度の趣旨は、当該認定を左右するものであるところ、上記（3）及び（4）において審査請求人が主張するこれらの点について、処分庁は、十分な検討及び反論を行っていない。
- (6) 以上から、本件却下処分を取り消すべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」があるときとは、特段の事情のない限り、特許権者（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて追納期間内に特許料等を納付することができなかつたときをいうものと解するのが相当である（知財高裁平成29年3月7日判決・判例タイムズ1445号135ページ参照）。そして、その主張立証責任は審査請求人にあると解される。

そこで検討すると、相当な注意を尽くしていたか否かを判断するに当たっては、追納期間内に特許料等の納付がないという事態が特許権の消滅擬制という極めて重大な結果を生じさせるものであることに照らし、上記事態を発生させないために必要かつ十分な措置がとられたか否かが検討されなければならない。

これを本件についてみると、本件特許権の期間管理は、F社と本件事務所が協働して行っていたのであるから、本件追納期間内に特許料等を納付すべく、本件事務所においては、本件支払確認リストを確認するだけでなく、その確認結果をF社に正確に報告することが求められる。しかしながら、D弁理士は、本件支払確認リストに本件特許権が含まれており、本件特許権の特許料の納付が確認できなかったにもかかわらず、これを見落とし、F社に報告しなかったのであるから、その不注意は明らかである。また、本件事務所において、D弁理士以外の者によって、F社に対する報告内容を確認する体制が構築されていたことも認められない。さらに、本件担当弁理士らは、F社から、本件納付リストが適正なものでなかったことを知らされ、本件納付リストに記載のない権利について特許料又は登録料が納付されているか確認するよう求められたのであるから、かかる求めに応じて、本件納付リストと本件納付依頼書に含まれる特許料納付書式集（以下「本件納付書式集」という。）を照らし合わせるなどして納付漏れがないか確認をする必要があったところ、本件担当弁理士らは、本件納付リストと本件納付書式集との相違を認識しないまま、F社に通常どおりの報告をする電子メールを送信したというのであり、本件担当弁理士らにおいて、F社からの求めに応じて確認をしたこととはうかがわれない。これらの事情によれば、本件追納期間徒過という事態を発生させないために必要かつ十分な措置がとられたといえないことは明らかであり、審査請求人が特許権者（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたということはできない。

その他、審査請求人の主張立証を精査しても、本件追納期間徒過について、特許権者（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて本件追納期間内に特許料等を納付することができなかったとは認められず、特段の事情があったということもできない。

以上によれば、本件追納期間徒過について、特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」があるということとはできない。したがって、本件追納手続は、第6年分に関しては、同項に規定する要件を満たしておらず、同項の適用はなく、第7年分に関しては、本件特許権の消滅擬制（同法112条4項）により客体が存在せず、いずれも不適法な手続であって、その補正をすることができないものであるから、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、これを却下した本件却下処分は適法である。

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和4年2月10日、審査庁から諮問を受け、同年3月3日、同月18日、同月24日及び同年4月21日の計4回、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和4年3月1日、主張書面の提出を受け、審査庁から、同月25日、資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 適法性及び妥当性について

- (1) 本件では、本件追納期間徒過に係る特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」の有無が争点であるが、「正当な理由」があるときは、知的財産高等裁判所平成30年5月14日判決（平成29年（行コ）第10004号）によれば、特段の事情のない限り、原特許権者（その特許料の納付管理又は納付手続を受託した者を含む。）において、一般に求められる相当な注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる客観的な事情により、追納期間内に特許料等を納付することができなかつた場合をいうものと解するのが相当であると判示されている。

この知財高裁判決で示された判断の枠組みは、原特許権者（その特許料の納付管理又は納付手続を受託した者を含む。）として、期間内に手続書面を提出するために相当な注意を尽くす必要があることを前提とし、手続書面を期間内に提出することができなかつた事情を客観的に明らかにすることを求めているものとして妥当であると考えられるが、期間徒過の救済規定を見直して権利回復要件を緩和する改正法の公布等、同規定を巡る昨今の環境変化を踏まえれば、上記判決を柔軟に理解して「正当な理由」の有無を判断することが必要である。上記の客観的な立証が困難である場合には、特許権者又は代理人の立場や規模、その体制等に照らし、合理的に求められる注意義務を基準として、「正当な理由」の存否を推認するなど、柔軟に対応することが考えられる。

以下このような考えに基づき検討する。

- (2) 審査請求人は、追納期間徒過を防ぐ仕組みとして、F社は、本件担当弁理士らから納付済み報告が届いていない権利について、支払確認リストを作成して追納期間満了前に本件担当弁理士らに送付し、本件担当弁理士ら

は、人を変えた確認（ダブルチェック）及び方法を代えた確認（クロスチェック）の両方を実施し、万全の体制を構築し、相応の措置を講じていたと主張する。

確かに、本件担当弁理士らは、平成30年10月1日、F社から本件支払確認リスト（本件特許権も記載されていた。）を受領し、それぞれ別の方法で、本件支払確認リストに記載されている特許権の特許料の納付の有無を確認していたことが認められる。そして、その時点では、本件担当弁理士らは、本件特許権について、第6年分の特許料の納付が確認できなかったことを認識していた（D弁理士は、本件支払確認リストに記載の特許権等各種権利のうち、本件特許権を含む10件について、納付が確認できないとして、リストの左余白にチェックマークを付しており、そのリストをE弁理士は別の方法により確認していた。）ことが確認できる。しかし、その後、D弁理士は、上記のとおり、本件特許料の納付がされていないことを一度は認識していたにもかかわらず、本件支払確認リスト中2ページにわたって分断して印刷されていた本件特許権の記載箇所から自ら付したチェックマークを見落として、本件特許権を除く9件の特許料及び意匠権の登録料の納付が確認できない権利としてF社に報告している。その結果、本件特許権についてF社から納付指示はなく、本件担当弁理士らは本件特許料の追納手続を行わなかった。そうすると、本件支払確認リストの確認はダブルチェック等により行われていたものの、その結果のF社への報告はD弁理士のみが行い、その際業務上の注意を怠ったことによって、本件追納期間徒過が生じたというほかない。

さらに、D弁理士は、本件追納期間徒過前である平成30年10月31日、F社から、①本件納付リストは予備的リストであり、適正なものではなかった旨、②当該リストの入力数と本件納付書式集の入力数が一致するはずであるが、相違していれば知らせてほしい旨、③当該リストから除外された各種権利の料金が納付されているのか確認してほしい旨を内容とするメールを受領していた。しかし、本件担当弁理士らは、本件納付リストと本件納付書式集との相違が生じていた場合には、特許料の納付手続に不都合が生じるという認識であったため、今回の一連の納付事務においては、当該不都合が生じていなかったことから、本件納付リストと本件納付書式集との相違を認識しないまま、F社に対して、上記メールの受領前に納付

指示のあった9件について特許料及び意匠権の登録料を納付済みである旨報告する電子メールを送信している。その結果、本件特許権については、F社からの納付指示はなく、特許料等の追加納付期間を徒過した。そうすると、本件担当弁理士らは、本件納付リストは適正なものでなかったと伝えられたにもかかわらず、自らの経験則を基に判断し、依頼された本件納付リストと本件納付書式集との照合をすることなくF社に報告しており、業務上の注意を怠ったことによって、本件追納期間徒過が生じたというほかない。

審査請求人は、本件追納期間徒過は、本件担当弁理士らが本件納付期間内である平成30年5月18日にF社から受領した本件納付リストに本件特許権に関する記載が含まれていなかったこと、本件追納期間内である同年10月1日にF社から確認作業に供された本件支払確認リストが2ページにわたって分断して印刷されたこと、J-PlatPatのシステムの改変等で従来の操作どおりに行えなくなったこと等の不幸な偶然が重なったことにより、偶発的に生じたものであると主張する。しかし、上記のとおり、業務上の注意を払っていれば追納手続をする機会があったのであり、審査請求人の主張立証を精査しても、本件追納期間徒過について、特段の事情があったということもできない。

以上によれば、本件担当弁理士らは、日本での特許料納付手続を受任した者として、相当な注意を尽くしていたとも、合理的に求められる注意義務を果たしていたともいえないことは明らかであるから、本件追納期間徒過について「正当な理由」があるということとはできない。

なお、審査請求人は、改正法の趣旨を遡及的に考慮して、期間徒過後の救済規定に係るガイドラインの運用をこれに適合させることは必ずしも否定されるものではなく、このような解釈は、救済が認められた他の特許権に係る事案との衡平や国際事務局の方針との整合性の観点からも相当であると主張する。しかし、改正法中、回復要件を緩和することとなる特許法112条の2第1項を改正する規定は未だ施行されておらず（施行は、公布の日（令和3年5月21日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされている（改正法附則1条5号）。）、しかも、同規定による改正後の同項の規定は、上記施行日以後に同法112条4項の規定により消滅したものとみなされる特許権について適用され、施行日前

に同項の規定により消滅したものとみなされた特許権については、なお従前の例によることとされている（改正法附則2条8項）から、本件追加納付期間徒過により消滅したものとみなされた本件特許権には適用されないことは明らかであり、審査請求人の主張は独自の見解を述べるものにすぎず、採用することができない。

したがって、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

(1) 審査請求に関する教示等について

本件却下処分の通知書には、行政不服審査法8条2項に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、その起算日が「この処分の送達を受けた日」の翌日と記載されている（第1の2（4））。しかし、審査請求期間について、同法18条1項は、処分についての審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して3月を経過したときはすることができない旨規定しているのであって、この「処分の送達を受けた日」と「処分があったことを知った日」とは、常に一致するというわけではなく、概念として異なるものである。したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、特許法18条の2に基づく処分をする際には、審査請求をすることができる期間を行政不服審査法18条1項の規定に即し正しく記載して教示することが求められる。処分庁は、再発防止のための措置を講ずる必要がある。なお、特許法上、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができないとされている処分があり（195条の4）、これについては、別途、特許法に不服申立てに関する規定が設けられている。例えば、拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服のあるときは、「査定の謄本の送達があった日」から3月以内に、拒絶査定不服審判を請求することができる（121条1項）とされている。このように、同法には、不服申立てをすることができる期間の起算日について異なる概念を用いる処分が混在しており、処分に当たってはこれに留意し各規定に則して教示することが求められる。

行政事件訴訟法46条に基づく教示をする場合も同様である。

(2) 特許料の返還を請求することができる期間について

本件却下処分の通知書には、注書きとして「なお、過誤納の特許料71，

400円は、納付した者の請求により返還します。ただし、却下の処分
の謄本の送達があった日から6月を経過した後は請求することができませ
ん。」と記載されている。過誤納の特許料の返還については、特許法上、
①納付した日から1年を経過した後は請求することができない（111条
2項）が、②請求する者がその責めに帰することができない理由により上
記期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった
日から14日（在外者にあつては2月）以内でその期間の経過後6月以内
にその請求をすることができるとされている（同条3項）。審査請求人が
本件追納手続により特許料を納付したのは令和元年7月25日付けであり、
上記の通知書（令和3年4月8日付け）によって請求により返還する旨を
示したときには、納付の日から既に1年以上経過していることになる。そ
うすると、特許法の規定の文言によれば、上記②に該当しない限り、上記
①により返還を請求することはできないのは明らかである。しかし、上記
の通知書の記載をみると、本件却下処分の謄本の送達があった日から6月
以内であれば請求することができると解され、こうした取扱いは、処分庁
が、方式審査を統一的、迅速・的確に行うために作成している方式審査便
覧（令和4年3月25日審査庁提出資料）に即したものとなっている。本
来は特許法の規定どおりに取り扱うべきものであるが、本件には、本件追
納手続の適法性が争われている最中に、上記①の「納付した日から1年」
が経過してしまったという事情があり、仮に処分庁が現在の取扱いを相当
であると考えているのであれば、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有
するものとなるよう検討する必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問
に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹